

日本司法支援センター
平成19年細則第9号
改正 平成24年8月20日
平成24年細則第3号

固定資産の減損に関する会計規程細則を次のように定める。

平成19年3月26日

日本司法支援センター
理事長 金 平 輝 子

固定資産の減損に関する会計規程細則

(趣旨)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）における固定資産の減損処理は、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（以下「減損基準」という。）によるほか、この細則の定めるところによる。

(対象資産)

第2条 減損基準の対象とする固定資産は、貸借対照表に計上する有形固定資産及び無形固定資産とする。

2 前項に掲げるもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当する固定資産及び(2)の要件に該当し、センター固有の事情にかんがみて重要性が乏しいと認められる固定資産については、減損基準を適用しないことができる。ただし、センターの業務運営における主要な固定資産についてはこの限りではない。

- (1) 建物を除く償却資産であること。
- (2) 取得価額が5,000万円未満であること。
- (3) 耐用年数が10年未満であること。

附 則

この細則は、平成19年3月26日から施行し、平成18年4月10日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第3号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。